公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣　旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概　要

1．学校における働き方改革の一層の推進

（１）教育委員会における実施の確保のための措置　【給特法第８条関係】

- 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

（２）学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の５関係】

2．組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3．教員の処遇の改善

（１）高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の４％から10％まで段階的に引き上げる。【給特法第３条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

（２）職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

１及び２については、令和８（2026）年４月１日
３については、令和８（2026）年１月１日　【附則第１条関係】

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日　給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実によるマンパワーの拡充

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善**を進めます

- 約50年ぶりとなる教職調整額の引上げ　等

学校の働き方改革

国

働き方改革を進めるための環境整備

- 働き方改革を進めるための制度改正
- 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への周知・広報
- 個々の学校への伴走支援
- 部活動の地域展開等の推進

学校

- 業務の精選・見直し
  - 学校における業務分担の見直し
  - 標準を大きく上回る授業時数の見直し
  - 校務DXの加速化　など
- 学校運営全体の中で取り組み
  - 学校評価を活用
  - 学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者

- 学校との連携・協働
  - 学校運営協議会※2などを通じた学校運営への参画

首長部局

- 自治体全体で取り組む
  - 総合教育会議※3を通じた連携・協働

学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員の定数を改善します
2. 支援スタッフを充実します
3. 若手教師のサポート体制を整えます
4. 教師が産育休をとりやすい制度を整備します

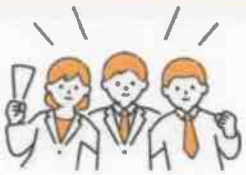

教師の処遇改善

1. 約50年ぶりの給与改善
2. 職務や業務負担に応じた処遇改善（学級担任への手当の加算）

※1　業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。
※2　保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場（コミュニティ・スクール）
※3　首長（知事、市長等）が開催する教育政策について議論する会議

教育委員会の皆様へ

教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行
- 地域の理解を得るための周知・広報
- 「計画」の総合教育会議への報告
- 首長部局との連携
- 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング
- 学校への支援

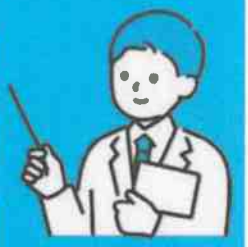

といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や支援スタッフの充実	学校の様々な業務を担うマンパワーを確保します
「計画」のひな型の作成	教育委員会で作成いただく、働き方改革の計画について、参考となるひな型をお示しします
個々の自治体への伴走支援	教育委員会での計画の策定や実施、振り返りなどに共に取り組みます
首長部局や地域・保護者などへの広報	学校の業務の見直しを進めるため様々な関係者の理解と協力をよびかけます

教師の服務を監督する教育委員会には、教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です

各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校へのヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

（最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁）

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教師が教師でなくてはできないことに集中することができる環境を整備していきましょう

文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

教師の健康・福祉の確保に向けて

校長先生等の皆様へ

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の時間外在校等時間の縮減
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること
- 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、地域や保護者と連携しながら取組を推進

といった取組を進めていきましょう！

取組モデル1　日課表の見直し

校長先生　朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、清掃を朝活動の時間に行うなどの見直しを行いました。その際、保護者へしっかりと意図を説明しました。

先生　清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、放課後の業務にゆとりができました。

保護者　朝読書がなくなることへの不安や、校内が汚くなるのではないかとの懸念もありましたが、丁寧に説明してもらえたことで安心できました。

取組モデル2　地域・保護者への見える化

校長先生　学校だよりに勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その要因となった業務（学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど）についても掲載し、背景を知ってもらうようにしています。

保護者　先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。協力できることがあれば言ってください。

先生　自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、自身の働き方を見直すきっかけになりました。

校長等の管理職は、教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備を行い、健康管理に取り組む必要があります

その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じることが重要です

安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

（最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁）

国や教育委員会では、教職員定数の改善や支援スタッフの充実などの環境整備を進めてきています。

学校においても、教師の健康・福祉を確保するとともに、教師が教師でなくてはできないことに集中することができるチーム学校の実現に取り組んでいきましょう

文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

首長部局
の皆様へ

皆さんの地域の子供たちに
より良い教育を実現するため、
ともに学校教育を支えていただけませんか

1 教師を取り巻く環境

学校が対応する
課題の多様化・複雑化

いじめ重大事態

■いじめの重大事態の発生件数（小中学校）

不登校

■不登校児童数（公立小中学校）

外国人児童生徒　特別支援教育
児童虐待　子供の貧困　など

教師の厳しい勤務実態

■平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
（R4:月約47時間）

臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

■令和6年に小学校で2.2倍
■教師に質の高い人材を集めること
が難しくなってしまう可能性

▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における働き方改革の更なる加速化	■業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築 ■学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進　など
学校の指導・運営体制の充実	■授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善 ■支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現　など
教師の処遇改善	■専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ（4%から10%まで段階的に引き上げ）　など

3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

- 総合教育会議を活用した**教育委員会との連携**
- 自治会や地元企業・団体等への**協力要請**
- 学校用務員や支援スタッフの**予算化の推進**
- 学校プールをはじめとする、学校関係施設の**管理の外部化のための条件整備**

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう

R7.11.13

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教師を取り巻く環境整備について

初等中等教育局　財務課

改正給特法の背景

教師は忙しすぎる・・・！

厳しい勤務実態（全国）

小学校：約**41**時間/月

中学校：約**58**時間/月

（令和4年度教員勤務実態調査等を踏まえた年間を通じた推計）

教師の働き方への不安

教師の働き方についての学生の不安の声

Q 学校教員以外の進路を選ぶ理由

休日出勤や長時間労働のイメージがあるから **79%**

出典：岐阜県の教職魅力化のための大学生調査（令和5年）
調査対象：県内の教員養成課程を有する大学において、教育学部または教職課程を履修した学生。

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移

出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」

教採倍率の低下（全国）

出典：文部科学省「令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況（小学校）」

→学校における働き方改革は喫緊の課題

小4–6生

2015年			2024年		
1位	プロスポーツ選手	16.2%	1位	プロスポーツ選手	13.5%
2位	パティシエ	5.5%	2位	店員(花屋・パン屋など)	5.8%
3位	保育士・幼稚園教員	5.4%	3位	教員	3.8%
4位	医師	5.4%	4位	YouTuber・VTuber	3.6%
5位	店員(花屋・パン屋など)	4.7%	5位	医師	3.5%
6位	教員	4.3%	6位	パティシエ	3.1%
7位	デザイナー	3.3%	7位	保育士・幼稚園教員	2.9%
8位	研究者・大学教員	3.2%	8位	看護師	2.8%
9位★	芸能人(俳優・歌手・芸人など)	2.7%	9位	芸能人(俳優・歌手・芸人など)	2.6%
9位★	看護師	2.7%	10位	研究者・大学教員	2.5%

中学生

2015年			2024年		
1位	教員	7.7%	1位★	プロスポーツ選手	7.1%
2位	保育士・幼稚園教員	6.7%	1位★	教員	7.1%
3位	プロスポーツ選手	6.6%	3位	医師	5.1%
4位	医師	5.8%	4位	看護師	3.9%
5位	看護師	4.8%	5位	保育士・幼稚園教員	3.2%
6位	薬剤師	3.8%	6位	薬剤師	2.9%
7位	研究者・大学教員	3.0%	7位	研究者・大学教員	2.7%
8位	芸能人(俳優・歌手・芸人など)	2.4%	8位	ゲームクリエイター	2.5%
9位	地方公務員	2.2%	9位	イラストレーター	2.4%
10位	会社員	1.9%	10位	建築士	2.3%

高校生

2015年			2024年		
1位	教員	10.9%	1位	教員	9.9%
2位	看護師	6.6%	2位	看護師	6.0%
3位	保育士・幼稚園教員	5.9%	3位	医師	4.0%
4位	医師	5.1%	4位	地方公務員	3.9%
5位	研究者・大学教員	4.0%	5位	保育士・幼稚園教員	3.4%
6位	地方公務員	3.7%	6位	SE・プログラマー	3.2%
7位	薬剤師	3.5%	7位	医療専門職	3.0%
8位	会社員	3.0%	8位	研究者・大学教員	2.7%
9位	医療専門職	2.7%	9位★	会社員	2.2%
10位	管理栄養士	2.4%	9位★	薬剤師	2.2%

出典元：東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所「子どもの生活と学びに関する親子調査」2015〜24年

教員勤務実態調査（令和４年度）【確定値】について

○ 在校等時間は、前回調査（H28）の結果と比べ、平日・土日ともに全ての職種で減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。

調査対象　小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

調査日程　令和４年８月、10月、11月のうち、連続する７日間について調査。

調査結果（速報値）

①通常期（10・11月）における教師の勤務実態

✓ 前回調査（H28）の結果と比べ、全ての職種で在校等時間が減少。

●教師の１日当たりの在校等時間（10・11月）

（時間:分）

平日	小学校			中学校			高等学校（速報値）
	H28	R４	増減	H28	R４	増減	R４
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06

土日	小学校			中学校			高等学校（速報値）
	H28	R４	増減	H28	R４	増減	R４
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

②長期休業期間（８月）における教師の勤務実態

✓ ４週間（土日を除く20日間）のうち、教諭の所定の勤務時間を勤務した日数は、小：5.6日、中：8.4日

✓ 勤務日１日当たりの在校等時間※は、10・11月と比べ短い

※教諭（平日）小：8:04、中：8:26　（土日）小：0:06、中：0:59

上記の①、②を踏まえ月当たりの教諭の時間外在校等時間を推計すると、
小：約41時間（H28：約59時間）、中：約58時間（H28：約81時間）、高：約45時間

③学校における働き方改革の進捗状況

●教師の有給休暇取得日数（年間・平均）

✓ 小学校・中学校共に取得日数が増加

	小学校	中学校
H28	11.6日	8.8日
R４	13.6日	10.7日

●部活動顧問の週当たり活動日数（中学校）

✓ 活動日数が週６日以上（部活動ガイドライン超え）である教諭の割合が減少

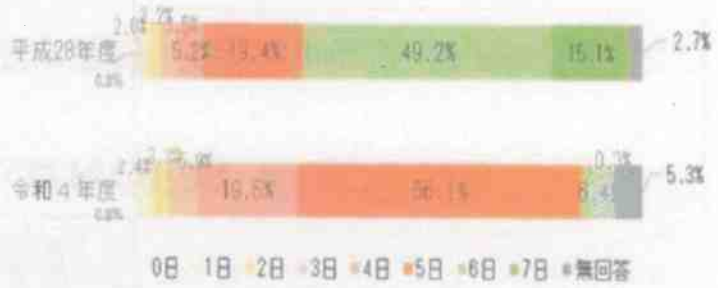

学校における働き方改革に関するこれまでの取組

取組	具体的な内容
学校における働き方改革の推進	・「学校・教師が担う業務に係る**３分類**」に基づく**業務の精選・見直し**の徹底 ・**校務DXの推進** ・**部活動ガイドライン**で示した**休養日、活動時間の遵守**・徹底等の部活動の見直し
給特法改正による上限指針の策定	・**在校等時間の客観把握の徹底** ・給特法に基づき**教師の勤務時間の上限等を定める指針（上限指針）**を策定 〈指針における上限時間〉 （１）１か月の時間外在校等時間について、**45時間以内** （２）１年間の時間外在校等時間について、**360時間以内**　等
教職員定数の改善と支援スタッフの配置充実	・H29年義務標準法改正 **通級や日本語指導等のための基礎定数化** ・R3年義務標準法改正 **小学校における35人学級**の計画的整備 ・**高学年における教科担任制**の定数改善（R4～R6） ・**教員業務支援員**の全小中学校への配置をはじめとする**支援スタッフの充実**

平成28年以降、令和元年の給特法改正による「**上限指針**」の策定や
教職員定数の改善、**学校や教育委員会の努力**などにより、
教師の時間外在校等時間が減少

学校における働き方改革基本方針

令和７年４月１日～令和１０年３月３１日

令和７年４月
埼玉県教育委員会

第１　「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

２　時間外在校等時間*の割合の推移（教員）

前基本方針の目標
【時間外在校等時間*】月４５時間以内、年３６０時間以内の教員数の割合を令和６年度末までに１００％に

月４５時間以内の割合　図１

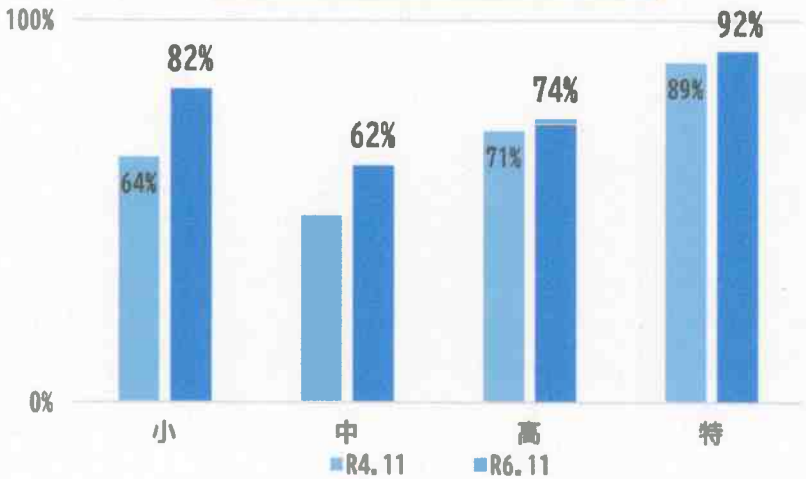

年３６０時間以内の割合　図２

※「高」には県立伊奈学園中学校を含む。（以下同じ）

〈現状〉

・時間外在校等時間*　月４５時間以内及び年３６０時間以内の教員数の割合は増加しているが、目標達成には至っていない。

〈課題〉

・目標達成には、教員一人当たりの業務量の削減が必要であり、また業務の効率化が必要である。
・教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。
・業務の効率化を進めるためには、外部人材やデジタルツールの活用等の各取組を加速させる必要がある。

第１　「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

３　令和６年度勤務実態調査*の結果

※令和６年６月に、小・中学校は抽出校、県立学校は全校を対象として実施

表１　校種別・職種別の１日当たりの平均時間外在校等時間*

	校長	教頭等	教諭等
小	1:53	2:27	1:59
中	1:57	2:36	2:09
高	1:50	2:38	2:06
特	2:15	2:54	1:24

※教頭等：副校長、教頭
※教諭等：教諭、助教諭、講師

表２　教諭等の平日１日の従事内容及び時間（授業を除く上位５項目）

	1位	2位	3位	4位	5位
小	授業準備 (1:42)	学年学級経営 (0:42)	生徒指導 (0:42)	その他事務 (0:30)	成績処理 (0:26)
中	授業準備 (1:37)	学年学級経営 (1:08)	部活動 (0:49)	生徒指導 (0:33)	その他事務 (0:30)
高	授業準備 (2:29)	部活動 (0:54)	その他事務 (0:40)	会議・打合せ (0:37)	学年学級経営 (0:27)
特	授業準備 (1:36)	会議・打合せ (0:45)	学習指導 (0:36)	その他事務 (0:35)	生徒指導 (0:31)

表３　教諭等の１日の持ち帰り業務内容及び平均時間（上位３項目）

	1位	2位	3位
小	授業準備 (0:14)	成績処理 (0:02)	学年学級経営 (0:02)
中	授業準備 (0:13)	成績処理 (0:04)	学年学級経営 (0:02)
高	授業準備 (0:13)	成績処理 (0:01)	その他事務 (0:01)
特	授業準備 (0:06)	研修準備 (-)	その他事務 (-)

〈現状〉

・全校種とも「教頭等」の時間外在校等時間*が最も長い。（表１）
・教諭等の平日１日の従事内容について、「会議・打合せ」や「その他事務」など子供と直接関わらない業務に従事している時間が、授業を除く上位５項目に含まれている。（表２）
・教諭等の１日の持ち帰り業務について、全校種において、「授業準備」の持ち帰り業務の従事時間が最も長い。（表３）

〈課題〉

・時間外在校等時間*が長い「教頭等」を支援していく必要がある。
・「その他事務」等の業務量の削減及び業務の効率化により従事時間を縮減する必要がある。
・「教諭等」が勤務時間内で授業準備を終えられるよう改善を図る必要がある。

※詳細は、「『令和６年度　埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査』報告書」（ＵＲＬ：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2213/hutankeigen.html）及び「『令和６年度　教職員の勤務実態に係る調査』調査報告書（県立学校）」（ＵＲＬ：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2207/fureaiday.html）を参照

桶川市の現状

令和8年1月28日

時間外在校等時間の1か月の平均（１人当たり）

	小学校	中学校
令和4年度	32:53	48:46
令和5年度	30:12	50:45
令和6年度	28:50	51:12

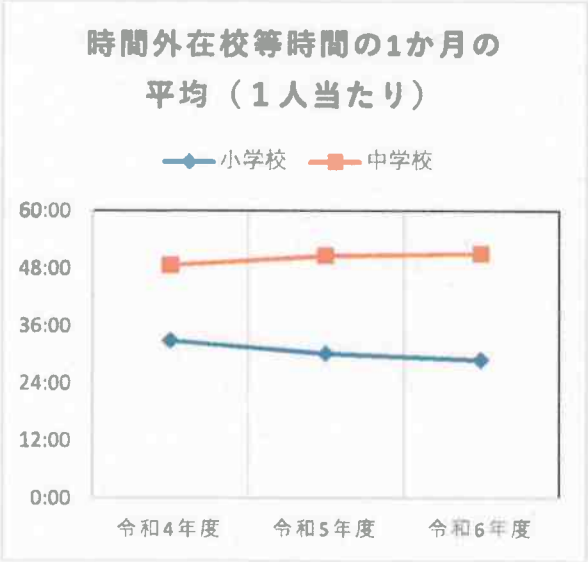

1か月の平均が45時間以内の教職員の割合

	小学校	中学校
令和4年度	71.2%	41.7%
令和5年度	79.2%	43.4%
令和6年度	82.4%	43.8%

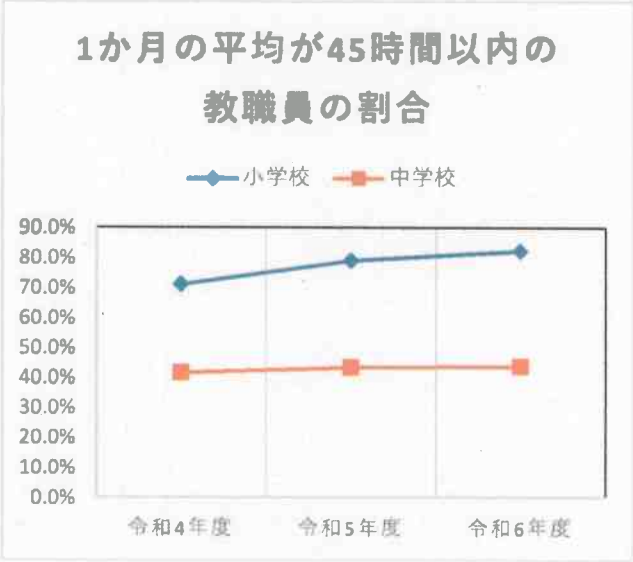

年360時間以内の教職員の割合

	小学校	中学校
令和4年度	43.3%	17.0%
令和5年度	53.4%	13.5%
令和6年度	49.2%	29.2%

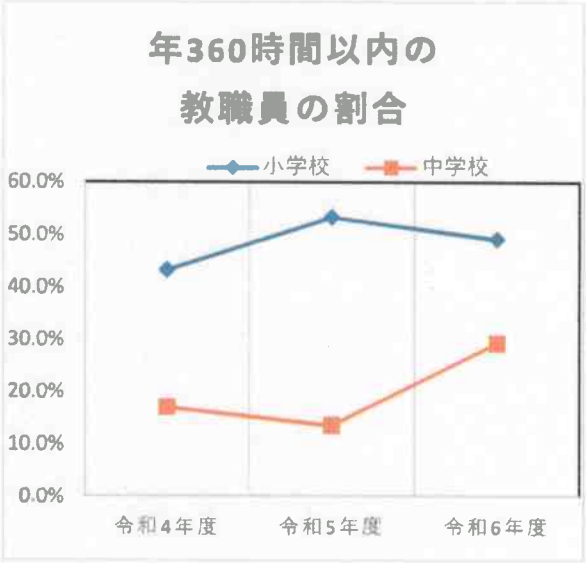

案

桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針

令和８年４月１日～令和１１年３月３１日

令和８年４月改定

桶川市教育委員会

目　次

１　改定の趣旨及び本市の現状
（１）改定の趣旨
（２）国・県・市の動向
（３）本市の現状
（４）「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」（令和６年４月１日～令和８年３月３１日）の評価・検証

２　学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方
（１）目的
（２）目指す教職員の働き方
（３）時間外在校等時間に関する目標
（４）ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

３　その他

1　改定の趣旨及び本市の現状

（１）改定の趣旨

近年、教職員の長時間勤務が常態化し、教職の魅力低下や児童生徒と向き合う時間の不足が懸念されるなど、質の高い学校教育の持続可能性が大きな課題となっています。

こうした状況に対し、国では「公立学校の教職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定めるとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法」という）の改正を行いました。

また、埼玉県においては、「学校における働き方改革基本方針（令和元年９月策定、令和４年４月改定、令和７年４月改定）」が公表され、子供たちのための働き方改革であることを明確にするとともに、「時間外在校等時間」に加え「ウェルビーイング」についての目標が示されました。

本市においても県の方針を受け、この度「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針（以下「基本方針」という）」を改定しましたが、本改定の最も重要な目的は、教職員の勤務環境を抜本的に改善し、長時間勤務を是正することにあります。その上で、教職員が心身ともに健康を保ち、「働きがい」を感じながら、より質の高い教育活動に専念できる環境を確立し、ウェルビーイングの実現を目指すことです。

そのため、本改定では、以下の３点を基本的な考え方として、働き方改革をより一層推進します。

○時間外在校等時間について、国のガイドラインに基づき、「原則月 45 時間、年 360 時間以内」とする目標達成を教職員・管理職・教育委員会が一丸となって取り組むとともに、この目標達成に向けた具体的な業務削減策と、時間管理について明確化します。

○改正された給特法に基づき義務付けられた「業務量管理・健康確保措置」に関する具体的な計画（実施計画）を示し、教職員の客観的な勤務時間把握と、面接指導などの健康確保措置を実施します。

○教職員が担うべき業務と、外部人材や地域、保護者が担うべき業務を「３分類」に基づき明確に区分し、学校外への業務移管やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の活用を加速させます。

本基本方針の改定を通じて、働き方改革をより一層推進することで教職員が教育の本質的な業務に専念できる環境を整備し、「未来を担う子供たちへのより良い教育の実現」に繋げてまいります。

（２）国・県・市の動向

	国	埼玉県	桶川市
平成３０年	働き方改革関連法の成立（平成31年４月１日施行）		
平成３１年令和元年	公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定	「学校における働き方改革基本方針」の策定（第１期）	
令和３年			「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定
令和４年		「学校における働き方改革基本方針」の策定（第２期）	
令和６年	「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について（通知）		「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」を改定
令和７年	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務化	「学校における働き方改革基本方針」の策定（第３期）	
令和８年			「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」を「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針及び業務量管理・健康確保措置実施計画」として改定

＊国より「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成３０年７月６日公布）」が公布され、時間外勤務時間が月４５時間以内、年３６０時間以内として示された。大企業は平成３１年４月より、中小企業は令和２年４月より施行となった。また、一部職種については、施行までの期間が設けられた。

（３）本市の現状

【時間外在校等時間の状況】

本市では、令和３年４月に「基本方針」を策定、令和６年４月に改定し、所管に属する学校の教職員の在校等時間の管理及び時間外在校等時間の縮減に取り組んできました。直近３年間での本市における教職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

＊「出退勤時刻及び休日勤務状況一覧表」および「教職員の勤務状況調査」より

小学校

年度	１か月の平均（1人当たり）	１か月の平均が４５時間以内の教職員の割合	年３６０時間以内の教職員の割合
令和４年度	３２時間５３分	７１．２％	４３．３％
令和５年度	３０時間１２分	７９．２％	５３．４％
令和６年度	２８時間５０分	８２．４％	４９．２％

＊市内小学校教職員に対する割合

中学校

年度	１か月の平均（1人当たり）	１か月の平均が４５時間以内の教職員の割合	年３６０時間以内の教職員の割合
令和４年度	４８時間４６分	４１．７％	１７．０％
令和５年度	５０時間４５分	４３．４％	１３．５％
令和６年度	５１時間１２分	４３．８％	２９．２％

＊市内中学校教職員に対する割合

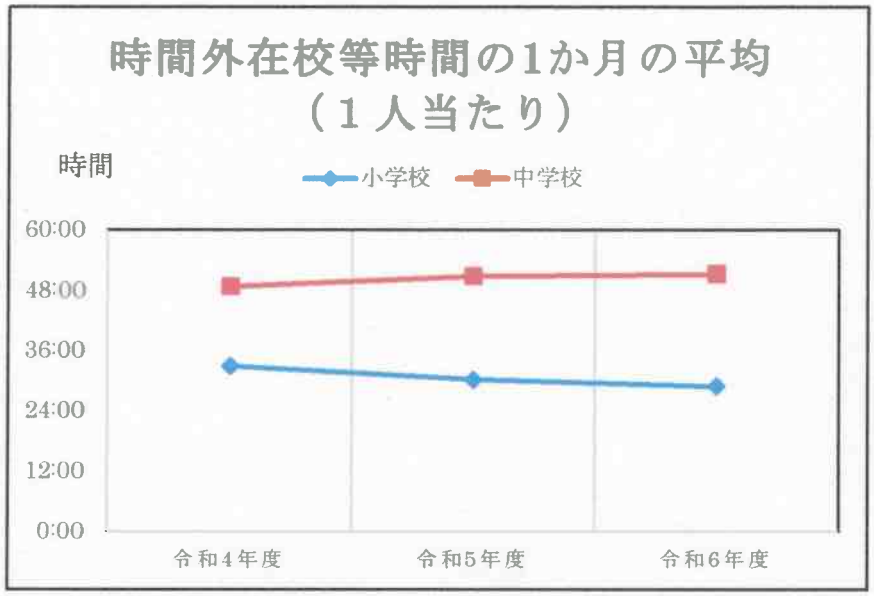
時間外在校等時間の1か月の平均
（１人当たり）
時間
小学校
中学校
60:00
48:00
36:00
24:00
12:00
0:00
令和4年度
令和5年度
令和6年度

図はイメージです

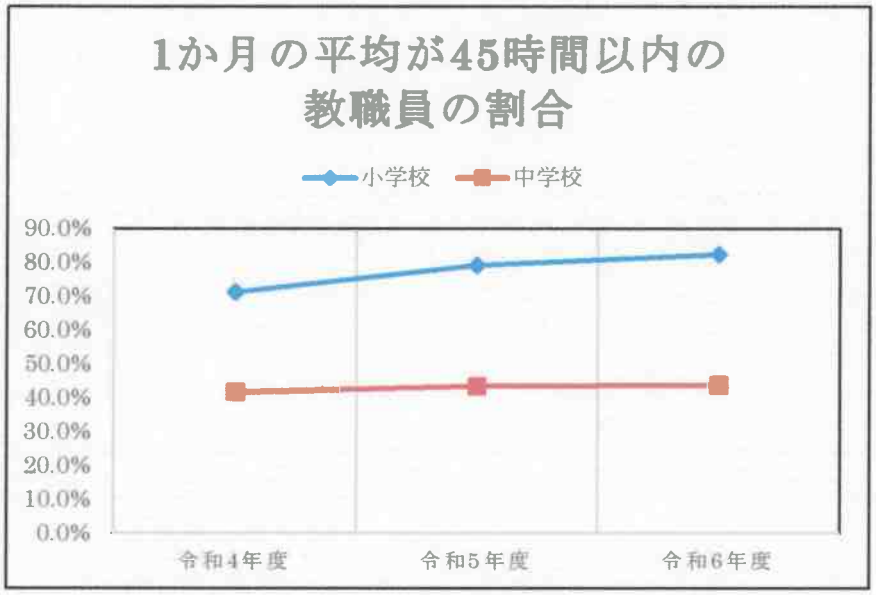
1か月の平均が45時間以内の
教職員の割合
小学校
中学校
90.0%
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
令和4年度
令和5年度
令和6年度

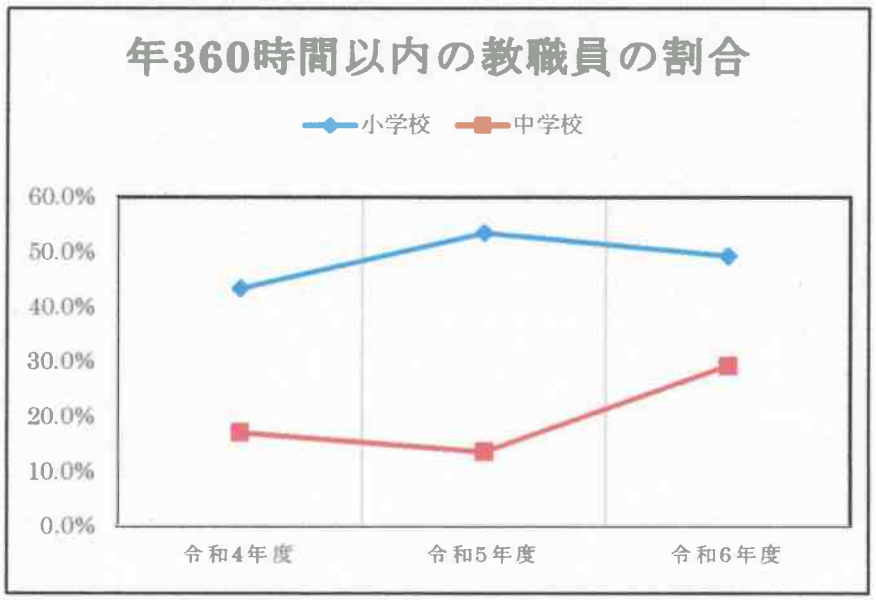
年360時間以内の教職員の割合
小学校
中学校
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
令和4年度
令和5年度
令和6年度

小学校においては、時間外在校等時間の１か月の平均が年々減少傾向にあり、月４５時間以内の割合は微増となっています。年３６０時間以内の教職員の割合については、横ばいの状況となっています。

中学校においては、時間外在校等時間の１か月の平均や、月４５時間以内の割合に大きな変化は見られず、横ばいの状況が続いています。年３６０時間以内の教職員の割合は、大幅に増加しており、１か月の平均が８０時間を超える教職員も数名いる状況となっています。

「令和６年度働き方改革に関する実態調査」によると、時間外在校等時間が長い職種は主に教諭であり、その要因としては、授業準備、書類作成等、成績処理、学年・学級経営、生徒指導、会議・打合せとなっています。

学校においては、特に「個々の児童生徒が抱える課題への対応」や「保護者への対応」、「部活動に対する教職員の負担感」が大きくなっており、教育委員会が生徒指導や教育相談に係る支援や、部活動の地域展開を推進するとともに、学校では教育課程を工夫する等、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要となっています。

【ワークライフバランスの状況】

本市では、令和４年度より、全教職員（県費負担教職員を対象）にストレスチェックを実施しています。

直近３年間での本市における総合健康リスク及び高ストレス者の状況について、以下のとおりでした。

年度	総合健康リスク	高ストレス者
令和４年度	８８．５％	１０．４％
令和５年度	８５．０％	１２．５％
令和６年度	８２．５％	１２．１％

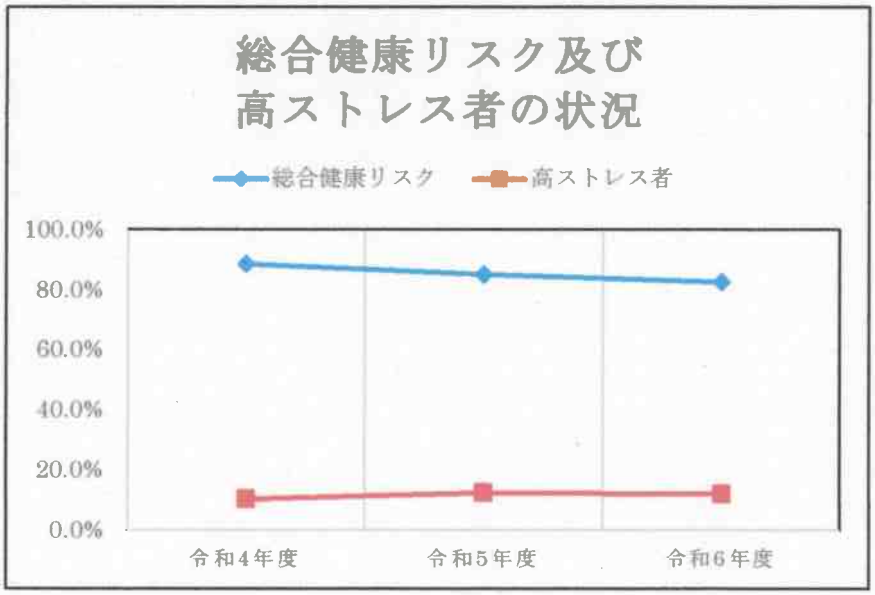

図はイメージです

＊総合健康リスク：全国平均を１００とした場合の、当該項目のストレス度合いを百分率で表した数値。高いほどストレスが高い。
＊高ストレス者　：ストレスチェックを実施した市内の教職員のうち、高ストレス者となった人数の割合。

総合健康リスクは年々減少しており、業務量の見直し等働き方改革が一定の成果を挙げたものと考えられますが、引き続き、学校においては、業務改善を行うとともに、本市で働きたいと思えるような働きやすい職場環境にしていく必要があります。

また、年次有給休暇の取得日数が６日以上の教職員と全体に対する割合は以下のとおりでした。

小学校

年度	６日以上の教職員数	全体に対する割合
令和４年度	１７５人	８７．９％
令和５年度	１７６人	８８．４％
令和６年度	１８８人	９４．５％

中学校

年度	６日以上の教職員数	全体に対する割合
令和４年度	８８人	７３．３％
令和５年度	９３人	７７．５％
令和６年度	９７人	８０．８％

数字はイメージです。

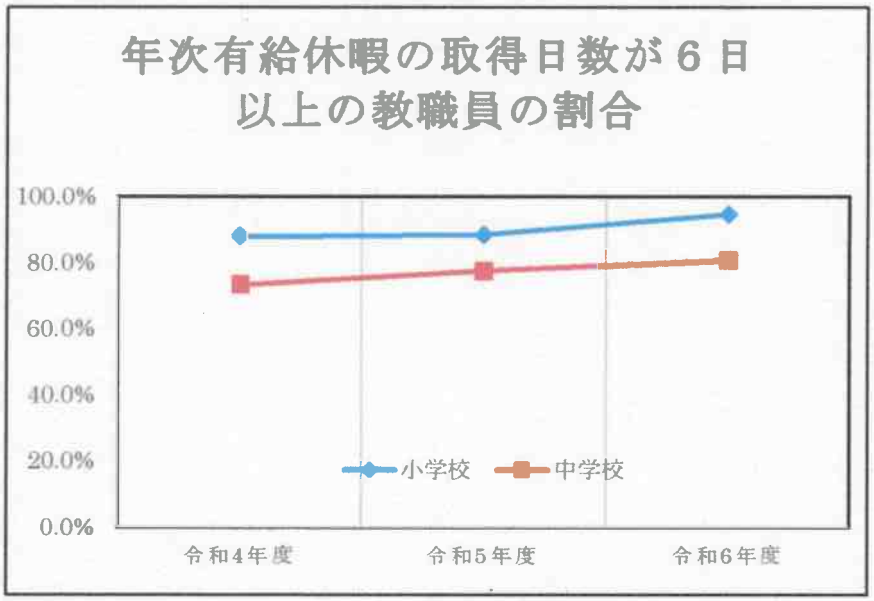

図はイメージです

年次休暇が取得しやすい環境づくりや多様な働き方を実現するためには、さらに取組を推進していく必要があります。

（４）「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」（令和６年４月１日～令和８年３月３１日）の評価・検証

・前基本方針に基づき、取組を推進し、一定の成果は上げているものの、目標達成には至っていない。

・桶川市負担軽減小委員会（各校の主幹教諭や教務主任で構成）において「一定の成果や改善が見られる」「課題が大きい」とされた項目は以下のようになります。

【一定の成果や改善が見られる】

・電話受付終了時刻の設定

・「休暇案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等の制度の周知と利用しやすい職場環境づくり

・統合型校務支援システムによる諸表簿の電子化

・押印廃止に伴う、紙で保管している公簿等の電子化

・会議や研修の回数減やオンラインでの実施、会議資料の電子化

・授業準備の補助等を行う教育指導補助員の配置

・長期休業中の学校閉庁日の設定

・電話受付終了時刻や学校閉庁日の周知等、保護者や地域住民への理解促進

【課題が大きい】

・学校における ICT の活用による業務の効率化

・教育委員会からの学校へ依頼する業務の削減や文書の削減

・教育指導補助員の増員

・一人一台端末の活用や児童生徒の学びへの対応

桶川市負担軽減小委員会では、喫緊の課題として、校務支援システムの運用や改善等にかかる意見が多く出ており、校務支援システムの今後の活用について検討していく必要がある。

２　学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

（１）目的

・働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

（２）目指す教職員の働き方

・「県内一働きやすい」「桶川の先生になりたい」と言われる桶川市を目指して

① 校務 DX を踏まえた「効果的・効率的な業務」の推進

② 仕事と子育ての両立など教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」の実現

③ 効率化や多様化による「未来の自分への投資時間」の確保

（３）時間外在校等時間に関する目標

・１か月時間外在校等時間が４５時間以内の割合を１００％にする。

・１年間における時間外在校等時間が３６０時間以内の割合を１００％にする。

（４）ワークライフバランスや働きがいに関する目標

・年間の年次有給休暇の取得日数が６日以上の教職員を１００％にする。

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を１０％以下にする。

・ストレスチェックにおける健康リスクの値を８０％以下にする。

４　目標達成に向けた四つの視点と指標

四つの視点	定量指標	定性指標
(1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	・「役割認識」の実感 ・「オーバーワークではないこと」の実感 ・「チームワーク」の実感
(2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	取組ごとの達成状況	・「自己成長（新たな学び）」の実感 ・「リフレッシュ」の実感 ・「他者承認」の実感
(3)教職員の健康を意識した働き方の推進 取	取組ごとの達成状況	・「自己裁量」の実感 ・「良好な職場環境等」の実感 ・「孤独ではないこと」の実感
(4)保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	・「保護者・地域からの理解」の実感 ・「保護者・地域との協力体制」の実感

５　その他

業務量管理・健康確保措置実施計画については、別添にて示し、進捗状況に応じて見直すものとする。

改定履歴

	日付	策定・改定理由及び主な改定箇所
策定	令和３年４月	策定理由 ・令和元年９月埼玉県の「学校における働き方改革基本方針」策定を受け、本市においても「基本方針」を策定。
改定	令和６年４月	改定理由 ・前「基本方針」の期間終了に伴う改定 主な改定箇所 ・「学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方」 ・「目標達成に向けた四つの視点と主な取組」 ・「基本方針のフォローアップ」
改定	令和８年４月	改定理由 ・前「基本方針」の期間終了に伴う改定 ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う改定 主な改定箇所 ・業務量管理・健康確保措置実施計画の追加

別添

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月

桶川市教育委員会

目　次

１　計画の期間

２　実施する業務量管理・健康確保措置の内容
（１）「３分類」を踏まえた業務の見直し
（２）学校における措置の推進
（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

３　今後のフォローアップ

１　計画の期間

令和８年４月１日～令和１１年３月３１日

２　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

令和７年９月２６日付、７文科初第１４０４号で文科省より通知のあった「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」において、今日の学校や教師を取り巻く状況、教師の負担・働きがいの観点を踏まえて【学校と教師の業務の３分類】（以下「３分類」とする）について示されました。

【学校と教師の業務の３分類】

基本的には学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
③学校徴収金の徴収・管理
④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

⑥調査・統計等への回答
⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
⑩校舎の開錠・施錠
⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
⑫校内清掃
⑬部活動

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⑭給食の時間における対応
⑮授業準備
⑯学習評価や成績処理
⑰学校行事の準備・運営
⑱進路指導の準備
⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応
※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

本市では、３分類を踏まえ、期間中の重点項目として、以下の内容に取り組みます。

（１）「３分類」を踏まえた業務の見直し

①　基本的には学校以外が担うべき業務

ア　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

【教育委員会が主体で実施】

・桶川市コミュニティ・スクール連絡協議会にて事例の提示や共有を行う。

【学校以外が担うようにするために、学校が行うこと】

・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

・学校運営協議会は、保護者・地域住民への協力依頼を行うとともに、スクールガードリーダーなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

【教育委員会が主体で実施】

・学校警察連絡協議会やいじめ防止連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて警察等の関係機関と認識を共有する。

【学校以外が担うようにするために、学校が行うこと】

・放課後から夜間における見回りを、警察が行っている巡回に委ねることとし、自主的な見回りは原則行わない。

ウ　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

【教育委員会が主体で実施】

・給食費について、今後も継続して公会計化を実施する。

【学校以外が担うようにするために、学校が行うこと】

・用務の適正化・効率化を図るため、現金での取り扱いをなくすように、教材費の引き落としを推進する。

エ　**【重点】**保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

【教育委員会が主体で実施】

・市の法律相談を活用し、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、苦情等に対応できる体制を構築する。

・学校現場における複雑化、多様化している課題を解決するために、学校教育指導員を教育委員会に配置し、教職員事故防止をはじめ、指導力向上や

資質向上に係る研修の実施、学校運営上の課題解決に向けた管理職への指導助言等を行う。

・各校において教職員を対象に弁護士による事例研修を実施し、学校としての対応力を強化する。

② 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

ア **【重点】**調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

【教育委員会が主体で実施】

・校務支援システムの機能等を活用することによって、調査の回答に係る学校の事務負担を軽減する。

・調査・統計等への対応のため、事務の共同実施を活用し、学校事務体制の強化を図る。

・出勤簿や出席簿等、校務支援システムで作成する諸表簿の仕様を見直し、令和９年度より新たな校務支援システムでの運用を検討し、保管・管理がしやすく、さらに調査・回答がしやすい環境を整備する。

イ プール施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

【教育委員会が主体で実施】

・民間業者に水泳授業を委託し、プール施設・設備の水泳授業に係る日常的な管理業務をなくす。

ウ **【重点】**部活動（「３分類」⑬関係）

【教育委員会が主体で実施】

・令和１３年度までに、原則、週休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

・部活動指導員の配置拡充等を進める。

【学校が主体で実施】

・平日の部活動の活動時間等の適正化を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

【教育委員会が主体で実施】

・教職員が児童生徒への指導に注力できるように、教職員に代わって、学習プリントの印刷や授業準備の補助等を行う教育指導補助員を今後も継続して配置する。

【学校が主体で実施】

・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

イ　支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

【教育委員会が主体で実施】

・課題の早期発見・早期解決に向け、生徒指導・教育相談に係る教員を中学校の全校に配置する。

・教職員が児童生徒への指導に注力できるように、教育相談業務に係るスマイル相談員、学習支援室専任職員、さわやか相談員を今後も継続して配置する。

【学校が主体で実施】

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を図り、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

【教育委員会が主体で実施】

・**【重点】**令和９年度より新しい校務支援システムの活用を検討し、出席簿や学校日誌、指導要録等の諸表簿だけでなく、出勤簿の管理、休暇の申請等も電子化を進め、業務の効率化を図ることで教職員業務の負担軽減につなげる。

・各校で設定された時刻について、HP 等を活用して周知し、保護者・地域の理解を図る。

【学校が主体で実施】

・教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

・**【重点】**行事や活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

・勤務時間外における電話対応時間を削減するため、保護者からの児童生徒の遅刻・欠席連絡を電子化するとともに、引き続き、電話受付終了時刻を見直し、設定する。

（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

【教育委員会が主体で実施】

・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得しやすい環境を構築し、取得を促進する。

・長期休業等の期間中に６日間の一斉閉庁期間の設定を今後も継続して行う。

・**【重点】**教職員数が５０人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を、

１００％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

【学校が主体で実施】

・１か月時間外在校等時間が８０時間を超えた教職員に対して、管理職による聞き取り等の面談を実施し、必要に応じて医師による面接指導を実施する。

・１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

・「休暇案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等を活用し、休暇制度の一層の周知を図るとともに、制度が利用しやすい職場環境づくりを進める。

・令和８年度中に、学校における定時退校日を月４回以上設定するよう推進する。

・フレックスタイム制の導入を踏まえ、適切な運用を行う。

３　今後のフォローアップ

【教育委員会が主体で実施】

・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握する。

・毎年度、桶川市のHP で、本計画の進捗状況を公表するとともに、総合教育会議において報告する。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たっては、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム及び県から依頼される調査で把握する。その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

・各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。

・管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、支援を強化する。

・スクラップ＆ビルドの発想のもと、市内の学校に関わる行事や学校外からの依頼について見直しを図る。

・教頭や主幹教諭をサポートする教頭マネジメント支援員や加配教員を、全校に配置できるように、県へ要望していく。

【学校が主体で実施】

・校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本方針及び本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。